

『おトクeプラン for ヒワサキ』のご案内



ヒワサキ と 四国電力 がコラボレーションしてご提供する『電気料金プラン』です。



◇ 『おトクeプラン for ヒワサキ』について

ご加入可能なお客さま

四国電力の「従量電灯A」もしくは「おトクeプラン」、または新電力の「従量電灯A」に相当する電気料金プランをご契約中で、株式会社ヒワサキとのご契約のあるお客さま

料金単価

区分		単位	単価・割引額 (円/税込)	■ 従量電灯Aの料金単価	単価・割引額 (円/税込)
最低料金	最初の11kWhまで	1契約・1月	411.40		411.40
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.37		20.37
	120kWhをこえ300kWhまで※1	〃	26.44		26.99
	300kWh超過分	〃	28.30		30.50
特別割引額※2		1契約・1月	88.00		—

料金計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{ご請求額} = \text{最低料金} + \text{電力量料金} - \text{特別割引額} \pm \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \\
 & \text{ご請求額} = \text{最低料金} + \text{電力量料金単価} \times \text{ご使用量} - \text{特別割引額} \pm \text{燃料費調整単価} \times \text{ご使用量} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{ご使用量}
 \end{aligned}$$

おトクで便利！

無料会員制Webサービス『よんでんコンシェルジュ』

[サービス例] 実績照会サービス



毎月の電気料金や使用量をグラフで一目で確認できる！
昨年実績との比較も可能！

よんでんポイント※3



よんでんコンシェルジュのご利用に応じてポイントが貯まる！
他社ポイントや各種景品と交換が可能！

○ 低圧自由料金プランについては、2023年5月分の電気料金から全てのプランにおいて燃料費調整における上限を廃止いたしますので、燃料価格が高騰した際は「特定小売供給約款」に基づくプラン（規制料金プラン）の方が割安になる場合があります。

○ なお、規制料金プランについては現在経済産業大臣に対し値上げ申請を行っております。料金値上げに関する詳しい情報は、以下の四国電力ホームページ特設サイトをご確認ください。



【四国電力ホームページ 特設サイト】 https://www.yonden.co.jp/publish/page_24.html

詳しくはこちら↑

○ 2023年5月分以降の燃料費調整単価につきましては、四国電力ホームページをご覧ください。

※1：「おトクeプラン」と比べても、120kWhをこえ300kWhまでの電力量料金単価は0.55円/kWh（税込）割安です。

※2：「おトクeプラン」で適用される「ありがとう割引」（1,056円/年1回）を分割して毎月割引します。「ありがとう割引」は適用されません。

※3：「おトクeプランforヒワサキ」にご加入の場合、料金連動ポイント等、一部のご利用ポイントが対象外となります。

・契約のお申込みの際にお客さまにご提供いただいた個人情報は、（株）ヒワサキおよび四国電力（株）の個人情報利用目的の範囲内で利用させていただきます。個人情報利用目的の範囲は、（株）ヒワサキおよび四国電力（株）のホームページにてご確認ください。

・詳しいご契約条件は、裏面をご確認ください。

ご契約にあたっての重要事項

申込み・その他変更手続き

- ・お客さまが『おトク e プラン for ヒワサキ』の電気の需給契約を希望される場合は、当社所定の様式により、申込みいただけます。なお、お申込みに際しては、料金適用開始日を当社にて定め、お客さまにご案内いたします。
- ・当該料金プランの電気の契約開始後、需給契約の廃止・変更を希望される場合は、電話、インターネット等にすみやかに申込みいただけます。ただし、必要に応じ、当社所定の様式によって申込みをしていただくことがあります。なお、本人確認を行うため、必要な書類（身分証明書等）を提示いただくことがあります。
- ・相続等によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義変更の手続きができません。

契約の申込み・変更・解約時の注意

- ・原則として、料金適用開始の日以降1年に満たないで、お客さまは需給契約を他の契約に変更できません。
- ・お客さまが料金適用開始の日（契約容量または契約電力を増加された日を含みます。）以降1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、電気料金を精算していただく必要があります。また、この場合で、当社が四国電力送配電から、四国電力送配電が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」）にもとづき工事費の精算に係る請求を受けたときは、当社は、当該金額をお客さまに支払っていただきます。
- ・お客さまの増設等の申込みにより、四国電力送配電の供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで、増設等の申込みを取消または変更される場合で、四国電力送配電から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまに支払っていただきます。
- ・お客さまのご希望による場合など、引込線等の四国電力送配電の設備の工事を行うときには、工事の内容により工事費負担金・その他実費の相当額をご負担いただく場合がございます。この場合は振込等により支払っていただきます。

毎月の料金について

- ・毎月の料金は、前月の検針日から当月の検針日の前日までを1ヵ月とし、その期間の電気ご使用量等にもとづき算定いたします。なお、お引越しなどで電気のご使用期間が1ヵ月に満たない場合は、日割計算いたします。
- ・検針日は、四国電力送配電株式会社（以下「四国電力送配電」）が定め、当社がお客さまにあらかじめお知らせいたします。

料金等のご請求・お支払いについて

- ・毎月の料金やご使用量は、原則として、インターネット上の当社ウェブサイト（以下「よんでんコンシェルジュ」）によりお知らせいたします。
- ・毎月の料金をお客さまが指定する口座やクレジットカードから毎月継続して支払っていただく場合は、あらかじめ申込みが必要です。
- ・当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- ・原則として、お客さまの料金の支払義務は、四国電力送配電から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」）に発生し、支払期日は請求日の翌日から起算して30日目といたします。なお、毎月の料金をお客さまが指定する口座から毎月継続して支払っていただく場合で、お客さまが請求日の翌日から起算して31日以降の振替希望され、かつ、それを当社が承諾したときの支払期日は、その振替日といたします。
- ・お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息（年利10%）を申し受けします。

ご契約について

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ・契約期間満了に先だて、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の廃止または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、電子メールを送信する方法または「よんでんコンシェルジュ」に掲載する方法（以下「電磁的方法」）等により電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結前後書面」）を交付し、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することができます。

ご契約の解約について

- ・当社は、次の場合等に契約を解約させていただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・電気の供給を停止（電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等）されたお客さまが、当社または四国電力送配電の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ・お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・電気需給条件【低圧】（以下「需給条件」）および料金条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等）を支払われない場合
- ・なお、需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
- ・お客さまが、代理事業者等との契約等を締結されていないことが明らかになった場合は、契約種別を『おトク e プラン』に変更いたします。
- ・なお、契約種別変更後の料金適用開始日は、当社にて定め、お客さまにお知らせいたします。

ご契約条件の変更について

- ・当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、需給条件および料金条件を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件および料金条件によります。
 - ・消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因により、需給条件および料金条件を変更する必要がある場合
 - ・託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給条件および料金条件を変更する必要がある場合
 - ・その他、需給条件および料金条件を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- ・当社は、需給条件および料金条件を変更する場合には、電磁的方法等により契約締結前後書面を交付し、変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、契約締結前後書面の交付を省略し、変更しようとする事項の概要のみを電磁的方法等によりお知らせすることがあります。

電気のご利用にあたって（遵守事項）

- ・お客さまが需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾していただきます。
 - ・託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること
 - ・当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、四国電力送配電が接続供給のために必要とする事項について、四国電力送配電に提供すること
 - ・四国電力送配電が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること
 - ・お客さまが、需給条件および料金条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知する場合があること
- ・お客さまが電気設備を四国電力送配電の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、託送約款等およびその他の法令等にしがたい、四国電力送配電の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- ・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。なお、必要な措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- ・当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- ・需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯または小型機器を使用する契約種別のお客さまについては90%以上に保持していただきます。
- ・当社または四国電力送配電は、需給条件および料金条件ならびに託送約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または四国電力送配電もしくは他の電気事業者の電気工作物を支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送約款等の定めにしたがひ、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、四国電力送配電が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等には、当社は、違約金（免れた金額の3倍に相当する金額）を申し受けることがあります。
- ・四国電力送配電は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、当社は、これにもなる料金の減額は行いません。
- ・当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解約、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。
- ・お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の四国電力送配電の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が四国電力送配電から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
- ・四国電力送配電は、法令で定めるところにより、電気設備の調査・点検を行っていますので、保安に対するご協力をお願いいたします。
- ・周波数は標準周波数60ヘルツ、供給電圧は標準電圧100Vまたは200Vで供給いたします。
- ・本資料の詳細事項、ならびに記載のない事項につきましては、需給条件および料金条件ならびに託送約款等によります。需給条件および料金条件は、当社ホームページ（<https://www.yonden.co.jp/>）にて、託送約款等は、四国電力送配電のホームページ（<https://www.yonden.co.jp/nw/>）にてそれぞれご覧いただけます。

【代理事業者】

株式会社ヒワサキ
【本社所在地】
高知県高知市の中島2番75号

【お問い合わせ先】

0120-831-183（本社）
受付時間／月～金曜日 9:00～17:00
※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【小売電気事業者】

四国電力株式会社（登録番号/A0274）
【本社所在地】
香川県高松市丸の内2番5号

【お問い合わせ先】

0120-410-430（カスタマーセンター）
受付時間／月～金曜日 9:00～17:00
※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く